

玄海原子力発電所 SG保管庫共用化及び保管対象物変更に係る保安規定 確認事項

No.	資料タイトル	ページ	確認内容	受領日	関連資料等	回答	回答日
14	変更認可申請書	P6	保安規定申請書の第2編第29条の2において、「原子炉容器上部ふた」となっているが、「等」ががついていなくてもよいか。保管対象物を確認すること。(No.10関連)	2022年5月26日	-	原子炉容器上部ふた等の「等」の有無について、保管対象物を整理し、記載を検討する。	2022年6月2日
15	補足説明資料-6	P59	原子炉容器上部ふたのSG保管庫への保管にあたり、確認事項No.7のとおり一時管理区域の設定を行って移動を行うが、第98条の2第7項を適用して移動を行うのか説明すること。また、補足説明資料6のフロー図に記載すること。	2022年5月26日	補足説明資料6	原子炉容器上部ふたは、第1編の第98条の2第1項を適用し、原子炉容器上部ふたをSG保管庫へ保管する。 原子炉容器上部ふたの移動に当たっては、一時管理区域(汚染のない区域)を経由するため、第1編の第98条の2第7項を適用して移動前に表面汚染密度の確認を行う。 補足説明資料6のフローについても記載についても整合を図る。	2022年6月2日
16	補足説明資料-6	P59	廃棄物の管理も含め、変更前後で変更になる箇所は明確になるよう、フロー図に記載すること。	2022年5月26日	補足説明資料6	放射性固体廃棄物管理の変更箇所が分かるようにフロー図を修正する。	2022年6月2日
17	変更認可申請書	P2等	変更の理由に、運用の変更に伴う変更 (蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域[蒸気発生器保管庫]設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。)とあるが、SG保管庫に係る内容に限定されているように読めるため、記載を見直すこと。	2022年5月26日	-	変更の理由のうち運用の変更に伴う変更の記載内容をSG保管庫内の廃棄物管理の行為者以外も変更となることが分かるように、記載を検討する。	2022年6月2日
18	変更認可申請書	P7	保安規定第5条の(28)の(1号炉及び2号炉との共用施設を含む。)は全ての共用施設を指しているのか。 例えば、第2編第29条の2第6項においては、補足説明資料上で説明している廃止措置安全課長と安全管理第二課長の職務分担が書き分けられていないが、この職務分担は第5条等で明確になっているという理解でいいか、説明すること。	2022年5月26日	-	保安規定第5条の(28)の「1号炉及び2号炉との共有施設を含む。」は、すべての共用施設を指している。 また、第29条の2における運搬行為等の行為者は、第5条において職務が明確であることから、書き分けていない。	2022年6月2日
19	補足説明資料-6	P63	運搬の行為者について、今回の変更にあたっては第5条の考え方を変更したうえでの変更なのか、第5条の考え方は変更していないが、29条の2における行為者を明確にするために変更したものか等、変更の考え方を整理して資料へ反映すること。	2022年6月23日	補足説明資料6	今回の変更前後では、第5条の考え方は変わっておらず、保安規定への落とし込みが変更となっている。変更前においては、1、2号廃棄物の運搬者は、第29条の2の規定より設備管理課長が行うこととなっていたが、蒸気発生器保管庫共用化に伴い第5条の考え方を踏まえて、共用施設内の運搬行為は、保修第二課長が実施する運用となるように、第29条の2で明文化した。 上記内容を資料へ反映する。	次回ヒアリング
20	補足説明資料-6	P63	保修第二課長の保修業務の中に「運搬」行為が含まれていることを社内規定文書上で明確にされているのであればその旨を資料へ反映すること。	2022年6月23日	補足説明資料6	保修業務の中には、保安規定第1編第98条の2及び第2編第29条の2に規定される、汚染の広がりを防止する措置や運搬といった放射性固体廃棄物の管理に係る措置が含まれていることが社内規定文書に定まっている。 上記内容を資料へ反映する。	次回ヒアリング
21	変更認可申請書	P1	取り外した上部ふたを保管容器に収納する前後の線量(推定値)を資料へ反映すること。合わせて、その他保管されている物も対比できるよう記載すること。	2022年6月23日	補足説明資料7	取り外した上部ふたを保管容器に収納する前後の線量(推定値)を資料へ反映する。 その他保管されている物も対比できるよう記載する。	次回ヒアリング
22	変更認可申請書	P1	第1編第98条の2第3項における「異常が認められた場合における措置を講じる」とあるが、どのような措置を行うのか。また、行為者間の業務の引継ぎなどがどのように行われるのかを資料へ反映すること。	2022年6月23日	補足説明資料6	安全管理第二課長にて蒸気発生器保管庫等の巡視(1週間に1回)時に「蒸気発生器等、原子炉容器上ふた等及び炉内構造物等が整理・整頓して保管されているか」、「浸水・漏水はないか」等の確認を行い、異常が見つければ関係箇所へ連絡する。 例)蒸気発生器保管庫に保管している3号上部ふたに異常が認められた場合は、直ちに安全管理第二課長から保修第二課長へ連絡する。 上記内容を資料へ反映する。	次回ヒアリング